資料1. 吉田町公共下水道事業に係る計画の概要 資料2. 用語解説

資料1. 吉田町公共下水道事業に係る計画の概要

計画の名称	策定年度	計画目標年次 または 計画期間	計画の概要
吉田町汚水処理 ビジョン	令和3年度	令和17年度	令和 8 年度での汚水処理施設の概成を目指すため、汚水処理施設の未整備区域において、実施可能な整備手法を定め、整備対象区域を明らかにしたもの。
吉田町公共下水道 全体計画	令和6年度	令和17年度	令和 3 年度に策定した汚水処理ビジョンで示された汚水処理施設整備手法のうち、公共下水道による汚水処理区域を基に、計画目標年次における人口、汚水量などの諸元を設定し、諸元値に基づいた下水道施設・設備計画を定めたもの。
吉田町公共下水道 事業計画	令和6年度	令和13年度	公共下水道全体計画で定めた施設 のうち、計画目標年次(令和13年度)までに整備を実施しようとする 主要な施設・設備に係る計画のこ と。事業計画は、下水道法第4条に 規定されている。
榛南·南遠広域都市 計画下水道(吉田町 決定)	令和5年度	_	都市計画法第14条の規定に基づき下水道施設の名称、位置、区域および排水区域を都市計画に定めたもの。
榛南·南遠広域都市 計画下水道事業 (都市計画事業認可)	令和6年度	令和13年度	都市計画法第 60 条により規定された計画で、下水道事業等都市計画事業の施行について県知事より認可を受けたもの。

計画の名称	策定年度	計画目標年次 または 計画期間	計画の概要
下水道施設ストックマネジメント計画 (実施方針の策定)	令和5年度	_	ストックマネジメントの考え方を 導入し、施設の延命化と長期的な管 理経費の抑制を図るため、予防保全 型の施設管理を基本とした、下水道 施設ストックマネジメント計画(実 施方針)を定めたもの。
下水道施設ストックマネジメント計画(点検・調査の実施、修繕・改築計画の策定)	令和5年度	令和6年度 ~令和10年 度	実施方針で定めた 5 か年の点検・ 調査実施計画に基づき、「点検・調 査の実施」及び「修繕・改築計画の 策定」を定めたもの。
下水道施設津波浸水対策計画	平成 26 年度	短期: 令和2年度 中期: 令和7年度	津波浸水被害を受ける可能性の高い下水道施設の現状を分析し、津波波形や高さを想定した上で、効果的な津波浸水対策の立案を行うとともに、短期・中長期の津波浸水対策事業計画をまとめたもの。
下水道施設総合地震 対策計画	令和3年度	令和4年度 ~令和8年度	重要な下水道施設の耐震化を図る 「防災」、被災を想定して被害の最 小化を図る「減災」を組み合わせた 総合的な地震対策の方針を定めた もの。
下水道業務継続計画 (下水道 BCP)	令和3年度		地震・津波・水害が発生した際においても、早期の下水道サービスを町民に提供することを目的として、最低限、準備しておくもの、下水道機能の継続と早期回復のための優先業務、どのように取りかかるか等の準備・行動計画をまとめたもの。

資料2. 用語解説

【あ行】

◆ 維持管理費(いじかんりひ)

下水道施設を運転・管理し、下水処理を行うために係る費用のこと。人件 費、動力費(電気費用)、薬品費、修繕・清掃費などが対象となる。

◆ 一般会計(いっぱんかいけい)

国や地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上している会計のこと。本来1つの会計で経理されることが望ましいが、より合理的な方法で経理を行うため、一般会計のほかに特別会計を設けている。

◆ 一般管理費(いっぱんかんりひ)

維持管理費のうち、管きょ、浄化センター以外の下水道事業を運営するため に必要な経費で、使用料の調定・収納等に要する費用、水道光熱費、事務用品 費、調査・計画委託費等の経費のこと。

◆ ウォーターPPP(うぉーたーぴーぴーぴー)

PPPとは、Public Private Partnership の略で、官(吉田町)と民間企業が連携して、公共サービスの提供を行うことを指し、水道・下水道の水インフラ分野における公共施設を対象とした官民連携方式の総称のこと。職員の人材不足・高齢化、更新需要の増大や収益の減少などの課題に対して、民間企業の資金調達・新技術の導入、町職員の負荷軽減の効果が期待されている。官がこれまで単独で行ってきた下水道施設の整備や運営などを、民間企業の資金やノウハウを活かして共同で行うもの。

◆ 枝線管きょ(えだせんかんきょ)

管きょのうち、幹線管きょ(下水を排除するための骨格をなす管きょ)に接続される小口径の管きょのこと。

◆ 汚水(おすい)

一般家庭、事業所、工場などから、生活、営業ならびに生産活動によって排出される排水のこと。

◆ 汚水処理費(おすいしょりび)

下水道の管理に要する経費のうち汚水に係る維持管理費(管きょや処理場を管理したりするための動力費、電力費、人件費など)および資本費(下水道施設等の整備に係る費用)の合計のこと。

◆ 汚泥(おでい)

下水処理場や浄化槽などの汚水処理を行う工程で発生する泥状物質の総称のこと。通常、水分を多量に含み、有機物濃度が高く腐敗しやすい性質をもつ。

【か行】

◆ 改築・更新(かいちく・こうしん)

老朽化した施設や設備の機能を回復させるために、その全部または一部を再建設、取り替えを行うこと。

◆ 管きょ(かんきょ)

下水を収集し、排除するための施設のこと。地中に埋設されているものや、 蓋に覆われていない雨水排除のための水路などの形式があるが、汚水管きょは 地中に埋設されている。

- ◆ 官公庁会計方式(かんこうちょうかいけいほうしき)
 現金の収入及び支出の事実に着目して経理する現金主義の会計方式のこと。
- ◆ 官民連携(かんみんれんけい)

行政が行う各種行政サービスを、行政と民間が連携し民間の持つ多種多様な ノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、業務効率化等を 図ろうとする考え方や概念のこと。

◆ 企業会計方式(きぎょうかいけいほうしき)

地方公共団体が、公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むための民間企業と同様の会計方式のこと。

◆ 企業職員(きぎょうしょくいん)

公営企業の管理者の権限に属する事務の執行を補助する公務員のこと。

◆ 基本使用料(きほんしようりょう)

下水道使用料のうち、使用量の有無に係わりなく徴収する定額の使用料のこと。本町の現行の基本使用料は、1,100円(1か月あたり)である。

◆ 汲み取り(くみとり)

家屋などで発生したし尿を便槽に貯留しておき、バキューム車で吸い上げて 排出する方式のこと。水洗との対比で用いられる。

◆ 計画目標年次(けいかくもくひょうねんじ)

下水道計画の目標とする年次のこと。下水道施設計画では、計画目標年次での計画区域内の土地利用、人口、水利用などの状況を勘案し計画策定する。

◆ 経費回収率(けいひかいしゅうりつ)

下水道使用料で回収すべき経費(使用料対象経費)を、どの程度使用料で賄えているかを示した指標。使用料水準等を評価することができ、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況は100%となる。100%を下回っている場合、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となる。

◆ 下水道区域内人口(げすいどうくいきないじんこう)

下水道の整備対象(整備済み、未整備に関わらない)となっている区域内の人口のこと。

◆ 下水道法(げすいどうほう)

下水道に関する事項、設置、管理の基準などを定めて、下水道の整備を行い、都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的とする法律のこと。

◆ 減価償却費(げんかしょうきゃくひ)

時間の経過により資産の価値が減少した分に相当する金額を、費用として計上したもの。減価償却費を計上することで、原価から控除する形で資産価値を減少させるため、実態に近い資産価値を表示できる。

◆ 建設改良費(けんせつかいりょうひ)

地方公営企業の固定資産の新規取得または増改築などに要する経費のこと。 下水道事業では、下水道施設・設備(管きょ、マンホール、浄化センターの構造物・機械電気設備)の新築、改築・更新などが該当する。

◆ 公営企業(こうえいきぎょう)

地方公共団体が企業として経営する事業のことで、下水道事業、水道事業、 病院事業などがある。

◆ 公共用水域(こうきょうようすいいき)

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域のこと。

◆ 固定費(こていひ)

使用料対象経費のうち、下水道使用水量及び使用者数の多寡(たか;多いか 少ないか)に係わりなく下水道施設の規模に応じて固定的に必要とされる使用 料対象経費のこと。

【さ行】

◆ 静岡県生活排水処理長期計画(しずおかけんせいかつはいすいしょりちょうきけいかく)

静岡県がその全域を対象とし下水道などの整備区域、整備手法、整備スケジュールなどを広域的かつ総合的に策定した長期計画のこと。

◆ し尿(しにょう)

人間の排泄物(大便と小便)のこと。

◆ 資本費(しほんんひ)

下水道施設を整備するために必要な費用のこと。減価償却費、企業債等支払利息等から構成されている。

◆ 事務連絡(じむれんらく)

法令運用に直接関わらないが、周辺の細々したことを通知・依頼する内容の 文書のこと。中央省庁の担当部署などから発出されるのが一般的である。

- ◆ 社会資本整備総合交付金(しゃかいしほんせいびそうごうこうふきん) 地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、 交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境 の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを 目的とする国からの補助金のこと。
- ◆ 収支構造適正化(しゅうしこうぞうてきせいか)

下水道サービスを維持するため、下水道事業の費用構造を踏まえた望ましい 使用料体系等を整理・提示することを通じて、地方公共団体による下水道事業 の収支構造を適正に向けた取組を実施すること。

◆ 終末処理場(しゅうまつしょりじょう)

下水を最終的に処理して公共用水域に放流するために、下水道の施設としてて設けられる処理施設のこと。

◆ 従量使用料(じゅうりょうしようりょう)

使用量の多寡(たか:多いか少ないか)に応じて使用水量と単位水量当たりの価格により算定し徴収する使用料のこと。

◆ 受託工事収益(じゅたくこうじしゅうえき)

他の地方公共団体、公団、公社などから委託を受けて工事等を行う場合の収益のこと。純粋な営業活動ではないため、企業固有の収益を計算する場合では、この収益は除いて算出される。

◆ 需要家費(じゅようかひ)

下水道使用水量の多寡(たか:多いか少ないか)に係わりなく主として下水道使用者数に対応して増減する使用料対象経費のこと。

◆ 使用料対象経費(しようりょうたいしょうけいひ)

下水道事業管理運営費(維持管理費・資本費・その他経費など)のうち、下水道使用料で徴収すべき経費のこと。対象は汚水処理に関わる費用(汚水処理費)のうち、公費で賄われる経費を控除して算定する。

◆ 水質汚濁防止法(すいしつおだくぼうしほう)

公共用水域および地下水の水質汚濁防止を図るため、事業場などからの排水規制、総量規制および地下浸透規制などを定めた法律のこと。

◆ ストックマネジメント計画(すとっくまねじめんとけいかく)

下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら、維持管理・改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理する計画のこと。

◆ 整備概成(せいびがいせい)

下水道などの整備が概ね完成すること。

◆ 施策(せさく)

目標達成や課題解決のために講じるべき計画・戦略で、理念としての政策等ではなく行政主体が対応し解決を図る実施策のこと。

【た行】

◆ 耐用年数(たいようねんすう)

固定資産が、その本来の用途に使用できると見られる推定の年数のことで、施設や設備の種類により異なる。

◆ 長期前受金戻入(ちょうきまえうけきんれいにゅう)

固定資産取得のために交付された補助金等について、減価償却見合い分を収益化したもので、現金を伴わない収益のこと。

◆ DB (でぃ-びー)

新設および改築更新する下水道施設・設備について、設計と施工を一体的に 発注すること。

◆ 独立採算制(どくりつさいさんせい)

公営企業が、その経費を事業経営に伴う収入で賄う方式のこと。下水道事業などの地方公営企業においては、地方公共団体の営む事業として一般会計において負担する経費を除き、独立採算の原則に基づいている。

◆ 都市計画法(としけいかくほう)

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画に関する事項を定めた法律のこと。下水道は、都市計画に定められるべき都市施設の一つであるため、「榛南・南遠広域都市計画下水道(吉田町決定)」を定め、都市施設として整備を進めている。

◆ 都道府県構想(とどうふけんこうそう)

各都道府県がその全域を対象とし下水道などの整備区域、整備手法、整備スケジュールなどを広域的かつ総合的に策定した構想のこと。

【は行】

◆ 排水設備事務(はいすいせつびじむ)

下水を公共下水道に流出させるために必要な排水管などを排水設備とよび、排水設備工事の届け出・承認、検査などに係る事務のこと。

◆ 変動費(へんどうひ)

使用料対象経費のうち、主として下水道使用水量の多寡(たか;多いか少ないか)に応じて変動する経費のこと。

◆ 補填財源(ほてんざいげん)

下水道施設の建設改良に必要な経費である資本的収支における財源不足を補い、収支のバランスをとるために使用される財源のこと。この財源は、減価償却費などの現金の支出を伴わない費用などによって内部に残る資金などがある。

【ま行】

- ◆ マンホールポンプ(まんほーるぽんぷ) 自然勾配の流下で排水させることが地形的に困難な下水を排除するため、マンホール内に設置した水中ポンプにより揚水して排除する施設のこと。
- ◆ 水需要(みずじゅよう) 水道水、農業用水、工業用水などの生活や事業に必要とされる水の量のこと。

【や行】

- ◆ 吉田町第6次総合計画(よしだちょうだい6 じそうごうけいかく) 吉田町総合計画の策定に関する条例第3条の規定に基づき、町の持続的発展 及び住民福祉の向上を図るため、町政運営の基本的かつ総合的な指針のこと。
- ◆ 吉田町都市計画マスタープラン(よしだちょうとしけいかくますたーぷらん) 長期的な見通しをもって総合的・一体的なまちづくりを進めていくための吉田町の都市計画に関する基本的な方針をまとめた計画のこと。
- ◆ 吉田町牧之原市広域施設組合(よしだちょうまきのはらしこういきしせつくみあい) 吉田町と牧之原市(旧榛原町地区)の広域的な行政サービスを提供するため に運営されている組織のこと。吉田町牧之原市広域施設組合の事業には、し尿 処理施設、ごみ処理施設、火葬場、学校給食共同調理場がある。
- ◆ 予防保全(よぼうほぜん) 下水道施設、設備の劣化などの推移を適切に予測し、事故の発生を未然に防ぐ管理手法のこと。

【ら行】

◆ 流量計算(りゅうりょうけいさん)

下水が管きょ内に流れる量を管きょが受け持つ区域などから算定することで、この流量計算に基づき、適切な管きょ規模(口径など)の設計や検証が行われる。